

いじめ対応行動マニュアル



基本概念

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

いじめ早期発見の努力事項

本人・保護者からの発見

- ❖ 常に相談しやすい関係を築く。(日記指導・アンケート、教育相談・家庭との連絡・学級通信等)
- ❖ 教科担任等他の教職員との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(保護者対象教育相談)

本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 教職員間の情報交換
- ❖ いじめをしない させない 許さない 見過ごさない 学級づくり、人間関係づくり
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

いじめをキャッチしたときの行動

まず報告

生徒指導主事

教頭

校長

教育委員会

いじめ対策委員会の招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、その他関係教職員

対応計画協議

いじめ調査
リーダー
低中高学年
主任

被害者支援
リーダー
養護教諭

加害者指導
リーダー
生徒指導
主事

再発防止
リーダー
人権・同和
教育主任

具体的対応策の協議(事実確認・説明・支援・指導・連絡・相談・再発防止)

臨時職員会議(情報共有)

全教職員で
いじめ問題に対応

事務局による外部対応

保護者への調査報告

事実関係・被害児童支援体制

いじめ解消の対策・再発防止策等

関係諸機関との連携

学校運営協議会委員・主任児童委員等

(場合によりスクールカウンセラー、臨床心理士の専門家、スクールソーシャルワーカー等)